

貨物自動車運送事業者数及び車両数

令和3年3月31日現在

支局別	区分	一般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業  (軽霊枢含む)
		一 般		(特別積合せ)		霊 枢		計		管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	
	事業 者数	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他					
新 潟	事業 者数	705	191	7	18	97	0	802	191	2	2	804	193	2,171 (9)
	車 両 数	18,903	6,692	444	346	378	0	19,281	6,692	5	25	19,286	6,717	3,969 (10)
長 野	事業 者数	556	205	9	14	80	3	636	208	2	0	638	208	2,914 (8)
	車 両 数	14,708	6,172	227	220	228	8	14,936	6,180	17	0	14,953	6,180	5,240 (9)
富 山	事業 者数	585	122	2	24	47	1	632	123	7	0	639	123	1,192 (0)
	車 両 数	10,783	1,830	116	121	167	2	10,950	1,832	14	0	10,964	1,832	1,814 (0)
石 川	事業 者数	704	121	2	11	51	3	755	124	7	4	762	128	1,496 (1)
	車 両 数	10,476	3,235	38	186	172	23	10,648	3,258	68	34	10,716	3,292	2,549 (1)
合 計	事業 者数	2,550	639	20	67	275	7	2,825	646	18	6	2,843	652	7,773 (18)
	車 両 数	54,870	17,929	825	873	945	33	55,815	17,962	104	59	55,919	18,021	13,572 (20)

(注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。

2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。

3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。

4. 「霊枢」欄の事業者数には、霊枢事業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊枢自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊枢」欄に計上する。

5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊枢自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として( )書きで表示した。